

# サイト売買に関わる契約書

株式会社〇〇（売却側）（以下「甲」という）と、株式会社〇〇（買収側）（以下「乙」という）は、以下の通り覚書を締結する。

## 第1条（契約の目的）

甲が運営する「サイト名 URL：http://www.〇〇 及び関連ドメインを含む」（以下「対象サイト」という）を譲渡し、乙はこれを譲り受ける（以下「本件事業譲渡」という）ものとする。

## 第2条（譲渡対象）

甲は乙に対し、以下を譲渡する。

1. 対象サイトに関するデザイン、画像、データ（販売履歴、会員情報含む）、レンタルサーバー、各種管理アカウント、コンテンツ及び必要なパスワード等の情報、その他〇〇
2. 商品仕入先、の取引先情報
3. 対象サイトに関連する名称のとドメインURL：http://www.〇〇（及び関連ドメイン）の権利

## 第3条（譲渡対象外）

前条の規定にかかわらず、以下は譲渡対象とならない。

1. 譲渡日までの売掛金及び、買掛金その他の金銭債務
2. 現金及び預金
3. 役員借入金（債権放棄・債務免除）及び未払金、未払い費用

## 第4条（譲渡日）

平成〇〇年〇〇月〇〇日を譲渡実行日とする。平成〇〇年〇〇月〇〇日までを甲の運営とし、売上及びかかる経費は甲対象とする。平成〇〇年〇〇月〇〇日以降は乙の運営とし、売上及びかかる経費は乙対象とする。なお、売上発生は対象サイトへの発注日をもって計上する。

## 第5条（引渡し）

1. 譲渡日までに甲は乙に対し、甲と乙が協議の上、決定する方法により譲渡対象物を引き渡し、必要な手続きを行わなければならない。また乙は、譲受に必要な手続きに関し、遅滞なくこれを行うものとする。
2. 譲渡日前日までに発生した甲の債務は、乙に承継されないものとする。
3. 甲は現状維持で譲渡し、譲渡後に乙の責任の下、法律、規則、命令違反なく営業する。  
甲は、本件事業譲渡後の既存の顧客に関する一切の責任を負わないものとする。

## 第6条（引き継ぎ）

乙が円滑に事業を運営できるように、下記の通り期間を設け、甲は乙に引き継ぎ及び支援を行う。なお、乙事務所の訪問にかかる交通費及び諸経費は甲が負担するものとする。

### 1. 引き継ぎ期間

初期期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日（土日祝日を除く1日1回）

中期期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日（土日祝日を除く週2回程度）

後期期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日（土日祝日を除く週1回程度）

## 2. 引き継ぎ方法

いずれの期間もネット電話・メールにてやり取りで行うこととする。

### 第7条（譲渡後の権利ならびに放棄）

1. 甲は、事業譲渡後、対象サイトに関する名称を用いた事業、及び譲渡対象物に含まれるサイトのデザイン、画像、プログラム、データ、コンテンツ、名称、その他〇〇等を使用した対象サイトと同様の事業を日本国内外を問わず行わないものとする。ただし、乙による委託又は許諾がある場合はこの限りではない。
2. 甲は、乙の許諾なく、対象サイトに関係するサイトのデザイン、画像、プログラム、データ、コンテンツ、名称、その他〇〇等の、第三者への販売ならびに譲渡はできない。

### 第8条（表明及び保証）

甲は、乙に対し、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

1. 甲は、譲渡を行う権限を有しており、第三者権利も付着していない。
2. 本契約に関して、訴訟、仲裁、調停、その他の法的手段も係属していない。
3. 対象資産に関する契約は、全て有効に存続しており、甲にかかる契約の債務不履行は存在しない。
4. 甲が乙に対して開示した情報は、真実かつ正確なものであり、重要な情報は本契約締結日前に全て乙に開示されている。また乙はそれを確認した。

### 第9条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本件事業譲渡に関連して、甲乙が、相手方より書面、口頭若しくは磁気記録媒体等により提供若しくは開示された、相手方に関する技術、事業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味する。但し、以下の各号に定める情報は、機密情報には含まれないものとする。
  - (1) 相手方から提供若しくは開示がなされた時又は知得した時に、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの
  - (2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
  - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
  - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
  - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 甲乙は、秘密情報を相手方の書面による承諾なしに第三者に提供、開示又は漏洩しないものとする。但し、本件事業譲渡が実行された場合には、乙は本件事業に関する情報については秘密保持義務を免れるものとする。
3. 甲乙は、本件の評価及び検討のため、銀行、公認会計士、弁護士その他の専門家に対して本条1項の情報を開示することができる。但し、事前にその旨を相手方に通知するものとする。
4. 本条2項の定めにも拘わらず、甲乙は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要

求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

5. 本契約が解除された場合、甲乙は、相手方から開示を得た秘密情報を返還し、又は廃棄した上、なおこれに関して秘密保持義務を負う。
6. 本件事業譲渡が実行された場合、甲は、本件事業に関する営業秘密を第三者に開示し又は自らこれを利用してはならない。

#### 第10条（裁判管轄）

甲乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じた時は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第11条（協議解決）

誠実にこの契約各条項を履行するものとし、この契約に定めのない事項の生じたとき、及びこの契約各事項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議解決する。

#### 第12条（譲渡費用）について

サイト譲渡をに対して、〇〇円を、甲が指定する銀行口座に乙が〇〇月末日までに支払うものとする。

以上の契約締結を証するため本契約書2通を作成し、  
甲乙それぞれ記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所〇〇  
会社名〇〇  
名前〇〇

乙 住所〇〇  
会社名〇〇  
名前〇〇